



公益社団法人 日本栄養士会 認定栄養ケア・ステーション

一般社団法人 食べるサポート

代表理事 向井 容子

〒578-0942 東大阪市若江本町1丁目1番 35-403 号

TEL ) 06-7897-5155

E-mail ) info@tabesapo.or.jp

FAX ) 06-6722-4979

Web ) <https://tabesapo.or.jp>



一般社団法人  
食べるサポート

## 食べることは生きること

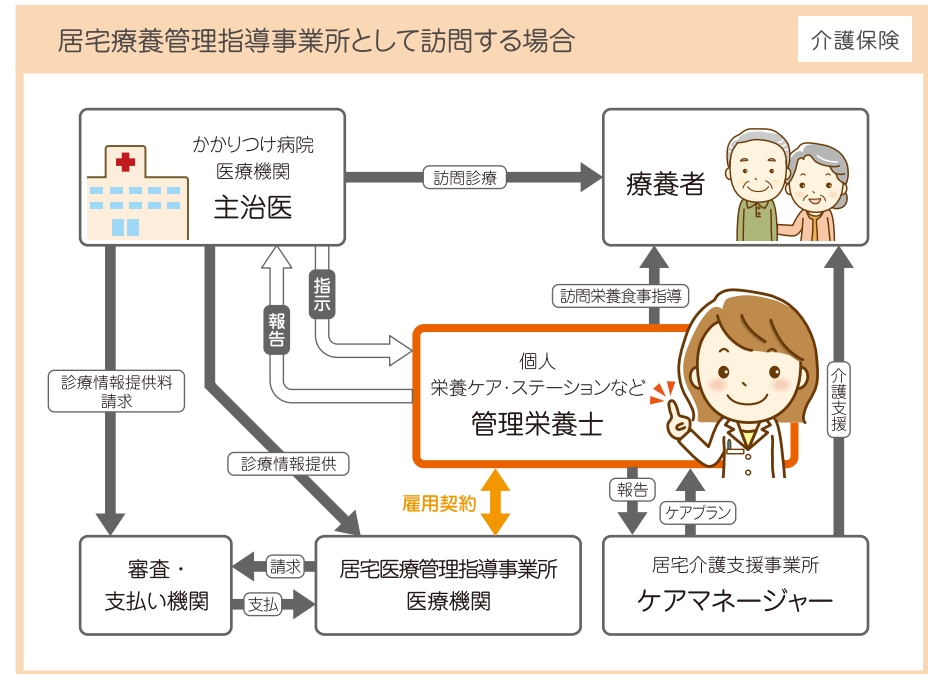
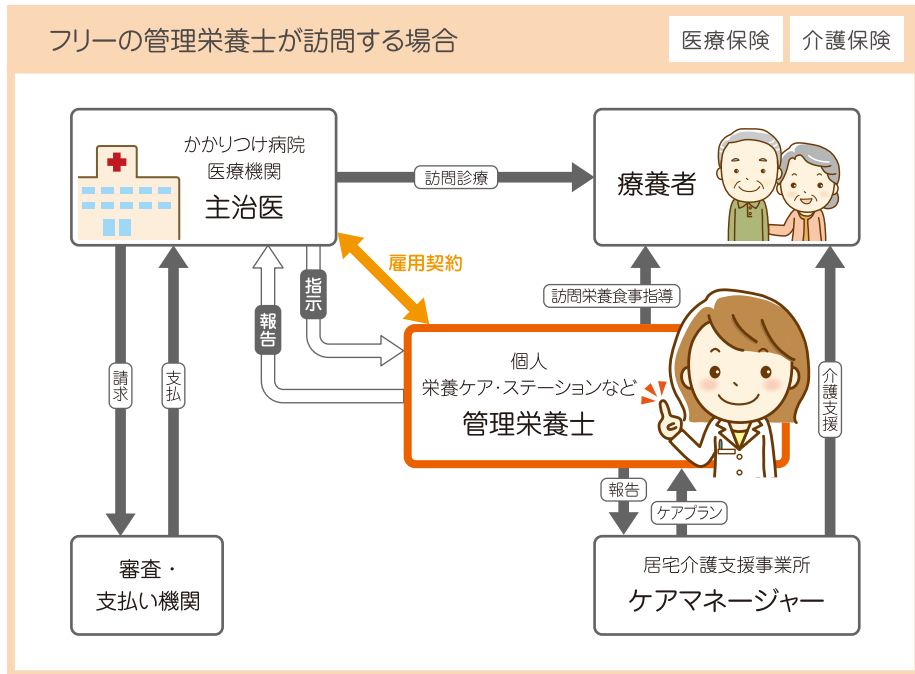
食生活を通して地域の皆さんの健康増進と  
地域包括ケアの一員として活動しています

「食べるサポート」があっただけよかった

と言っていたように活動を広げていきます

# 主治医の先生方、介護保険事業者の皆様、地域行政関係者の皆様

## 管理栄養士の訪問サービスをご利用ください



- 食べるサポートの管理栄養士が  
かかりつけ病院などの医療機関と雇用契約を交わします

1

食べるサポートの管理栄養士が  
居宅医療管理指導事業所と雇用契約を交わします
- かかりつけ病院の主治医の指示により  
療養者に対して訪問栄養指導を実施します

2

かかりつけ病院の主治医が管理栄養士の所属する  
医療機関へ診療情報を提供します  
所属する医療機関の指示により  
療養者に対して訪問栄養指導を実施します
- 訪問栄養指導の結果は  
主治医、ケアマネージャーへ報告します

3

訪問栄養指導の結果は  
主治医、ケアマネージャー、所属する医療機関へ報告します
- かかりつけ病院の医療機関の実績として給付請求し  
かかりつけ病院に報酬が支払われます

4

管理栄養士の所属する医療機関が給付請求し  
所属する医療機関に報酬が支払われます

管理栄養士による訪問栄養指導の評価  
(月2回まで算定可能)

**介護保険 (自己負担は1割\*)**

管理栄養士が行う居宅療養管理指導

- ① 単一建物居住者が1人の場合 537 単位
- ② 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 483 単位
- ③ ①及び②以外の場合 442 単位

(1 単位 = 10 円)

\* 所得の高い方の自己負担は2割になります

**医療保険 (自己負担は3割\*)**

在宅患者訪問栄養食事指導

- ① 単一建物居住者が1人の場合 530 点
- ② 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 480 点
- ③ ①及び②以外の場合 440 点

(1 点 = 10 円)

\* 保険の種類によって自己負担の割合は変わります